

経済産業省

20170316 商局第 10 号

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第 10 条及び第 11 条の運用及び解釈についてを次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第 10 条及び第 11 条の運用及び解釈について

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第 10 条及び第 11 条の運用及び解釈についてを別紙のとおり制定する。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第 11 条の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法について（平成 9 年 4 月 1 日付 9 保安第 26 号による通達）は、廃止する。

(別紙)

20170316 商局第 10 号

平成 29 年 3 月 31 日

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第 10 条及び第 11 条の運用及び解釈について

上記の件については、下記のとおり定めたので、今後これにより運用してください。

なお、供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第 11 条の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法について（平成 9 年 4 月 1 日付 9 保安第 26 号）は廃止します。

記

第10条関係

第10条中「末端ガス栓」について、末端ガス栓と燃焼器との接続に用いる管等との組み合わせは、下表のとおりとする。

末端ガス栓の種類	燃焼器との接続に用いる管等の種類
可とう管ガス栓	<ul style="list-style-type: none">・ 金属フレキシブルホース・ 燃焼器用ホース（接続部がねじ継手のものに限る。）・ 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（屋内で使用する場合は鋼線入りのものに限る。）
可とう管ガス栓 （出口側接続部が回転するもの）	<ul style="list-style-type: none">・ 使用しない（燃焼器に直接ねじ接続）
ホースガス栓（過流出安全機構を内蔵するものに限る。）	<ul style="list-style-type: none">・ ゴム管・ 燃焼器用ホース・ 金属フレキシブルホース・ 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（屋内で使用する場合は鋼線入りのものに限る。）
ねじガス栓	<ul style="list-style-type: none">・ 金属管

（備考）接続具を使用した接続を含む。

- 2 第10条第1号イ、第2号イ及び第3号イ中「直接ねじにより接続されていること。」とは、ガス栓の出口側接続部が回転する機構を有するガス栓により接続することをいう。

第11条関係

燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法に関し、ホースガス栓のうち本体が箱内に収納されるボックス型ガス栓であって本体と入口側接続部が分離できるものについて、本体を交換する場合にあっては、接続部の構造及び寸法が同一であり、かつ、確実に接続できるものと交換するよう指導されたい。